

陸上自衛隊訓令第32号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項及び第36条第5項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第31条及び第36条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

平成21年12月25日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令

改正 平成26年5月30日省訓第35号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 陸上自衛隊高等工科学校生徒の任用等（第2条―第7条）

第3章 生徒陸曹候補生である自衛官の任用等（第8条―第13条）

第4章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 陸上自衛隊高等工科学校生徒の任用等

（陸上自衛隊高等工科学校生徒）

第2条 陸上自衛隊高等工科学校において自衛隊法第25条第5項の教育訓練を受けている者を陸上自衛隊高等工科学校生徒（以下単に「生徒」という。）と称する。

（修業年限）

第3条 生徒の修業年限は、3年とする。

（採用）

第4条 生徒の採用試験の受験資格を有する者は、日本の国籍を有する男子で次の各号に該当するものとする。

(1) 試験の日以後における最初の4月1日において年齢15歳以上17歳未満の者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（採用の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。）

2 生徒の採用試験は、その者の学力、身体的適性及び人物その他生徒としての適格性について行うものとし、その試験方法は次の各号による。

- (1) 筆記試験
- (2) 身体検査
- (3) 口述試験

3 生徒の採用試験は、陸上幕僚長が実施する。

第5条 生徒を採用する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 当該採用について親権を行う者又は未成年後見人が同意していること。
- (2) 当該採用を予定されている者が陸上自衛隊高等工科大学において受けることとなる教育訓練に関する情報の提供を受けていること。
- (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書により前条第1項第1号に該当することが証明されていること。

(教育訓練)

第6条 生徒の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）に定めるところによる。

(進級等)

第7条 陸上自衛隊高等工科大学の校長（次項において単に「校長」という。）は、生徒が進級又は卒業に必要な教育訓練の課程を修了し、かつ、生徒としての服務が良好で進級させ、又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該生徒を進級させ、又は卒業させるものとする。

- 2 校長は、当該学年末において進級させ、又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める生徒については、1回につき1年を限り、当該学年における修業期間を延長することができる。
- 3 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合を除き、当該生徒の在学中を通じて2回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によって引き続き2回延長された場合においては、これを1回の延長として取り扱うものとする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によって1回修業期間を延長された生徒については、当該生徒の在学中を通じて同一の理由によっては再度修業期間を延長することができない。

第3章 生徒陸曹候補生である自衛官の任用等

(生徒陸曹候補生)

第8条 陸上自衛隊高等工科大学を卒業した者は、陸士長である自衛官に任官させ、陸曹候補者を命ずる。

- 2 前項の規定により陸曹候補者を命ぜられた者を生徒陸曹候補生と称する。

(任用期間)

第9条 生徒陸曹候補生は、自衛隊法第36条第5項に規定する防衛大臣の定める者とする。

(任官等)

第10条 生徒陸曹候補生である自衛官に任官させること及び生徒陸曹候補生の命免は、陸上幕僚長が行う。

(教育訓練)

第11条 生徒陸曹候補生の教育訓練については、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令に定めるところによる。

- 2 陸上幕僚長は、生徒陸曹候補生であって同期の者とともに所定の教育訓練を修了させることはできないが成業の見込みがあると認められるものについては、次期以降の生徒陸曹候補生とともに所定の教育訓練を受けさせることができる。

(昇任)

第12条 第8条の規定により生徒陸曹候補生を命ぜられた者は、同条の任官後おおむね1年を経過した際に3等陸曹に昇任させるものとする。

- 2 前条第2項の規定により次期以降の生徒陸曹候補生とともに教育訓練を受けることとなる生徒陸曹候補生は、当該次期以降の生徒陸曹候補生とともに昇任させるものとする。

(生徒陸曹候補生を免ずる場合)

第13条 生徒陸曹候補生が次の各号のいずれかに該当する場合には、生徒陸曹候補生を免ずるものとする。

- (1) 成績の不良又は心身の故障のため第11条に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合
- (2) 生徒陸曹候補生としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 前二号のほか、生徒陸曹候補生として必要な適格性を欠く場合

第4章 雑則

(営舎内居住)

第14条 生徒及び生徒陸曹候補生は、営舎内に居住しなければならない。

(委任規定)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日省訓第35号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成26年5月30日)から施行する。